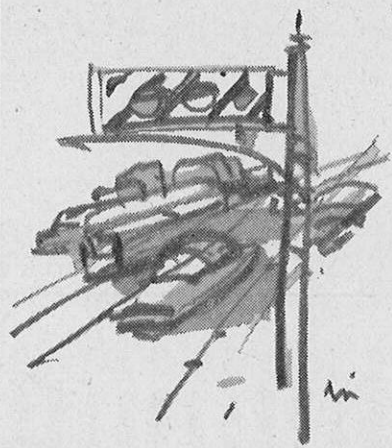


県政歳時記



この県政歳時記は、市町村の広報紙、有線放送などにも、活用していただけるようにと、主としてNHKの県関係番組（県民の時間、熊本でくれば、県政だより）のテーマのなかから収録してみたものです。

守ろう健康保険制度

私達の健康を守る制度に健康保険というのがあるのは皆様御存知の通りですが、この健康保険制度がいまピンチに立っています。

昭和三十九年度の決算では全国で三六三億円という大きな赤字を出して、今年度も五九三億円、これに前年度のまだ支払ってない額を加えると、七六六億円という膨大な赤字が予想されています。

一六八台も買えるほどのお金や品物が盗まれていくわけです。

次に戸締りの問題ですが、よく「ドロボーの五割は表玄関」といわれて、一寸ビクリいたしますが、全国的にみて、昼間に多いのがこの表玄関から入り込むというケースです。裏口や勝手口はしっかり戸締まりされていては案外と玄関は忘れられているようです。

もちろん、裏口や勝手口なども決して見逃がせませんが、格子窓や便所の高窓なども、格子に頼るせいか、カギのないのが多いということ。又、二階だからと安心して、ハイヤハンゴを使って、忍びの者よろしく、堂々と侵入する例も多くあるようです。ところで、カギや錠のかけ方ですが、普通よく使われているさし込み錠は、余り役に立たないようです。ガラス戸は、ガラスを切るか割ればその穴から自由にあげられるし、木の戸はボールで簡単にこじあげられるということなのです。従って両戸やドアなどには上と下に錠やカギをするとか、ガラス窓とカモイを家族ジメなどで確実にカギをするといったもう一歩進んだ対策が必要になってまいります。

こうしてみますと、私たちの家庭はスキだらけということになりがちですが、ドロボーは、いつもそのスキをねらっているわけですから、やはり普段の用心をぬかりなくすることにこしたことはありません。

このままでゆきますと、折角の私達の医療保険の制度がダメになってしまわないとも限りません。

これを熊本県の場合にあてはめてみると次のようなことになって、やはり同じようなことがいえます。

まず、健康保険のここ数年間の収支決算の状況を見てみますと、昭和三十七年度が四億八千万円の赤字、昭和三十八年度が八億八千万円の赤字、昭和三十九年度が一三億三千万円の赤字となっており、毎年赤字の額が増加の一途を辿っています。

この赤字の最大の原因は医療費のはけしい増え方にあります。

調停のはなし

金の切れ目が縁の切れ目などと昔からよくいわれていますが、金を貸したのに返してくれない、そのため十年の知己がいつべんに冷たくなったり、親戚同士がうまきいなくなってしまうという話をよく耳にいたします。又、貸した家を明け渡してくれない。自動車にはねられてケガをしたから治療代がほしい。親子や夫婦の間がうまきゆかない……。こうした、いろいろの争いや請求は、いわゆる訴えをおこして裁判を受けなければならないのですが、一たび裁判となれば、まず手続きにいろいろとむずかしい規則があり、法律知識が必要で、その上、費用や時間がかかり、法廷へ出て争うことも親戚間や昔なじみの間がらでは、はばかれることもあるわけです。

こんな場合に、手がるに早く、話し合い、譲りあって解決をあたえてくれるのが調停です。

ところでこの調停の種類ですが、現在では大体六つに分けて考えられています。まず、宅地や家屋の貸し借りなどのもめごとを解決する宅地建物調停があります。それから農事調停というのがあります。

医者さんにかかったとき、保険から支払われる費用が、非常に増えているということ。ところが、この医療費が正しく使われているならばまだ納得できるのですが、いろいろの資料を作ってみると、当然な増加ばかりとはいえない、いわゆる不正行為やむだ使いがあるのです。つい先ごろ会計検査院の検査がありました。適正を欠いた事件が、全体の一三%もありました。

そこで、この健康保険制度を維持していくために、これらの不正行為やむだ使いをなくし、赤字を少くするためにどうか次のことがらに注意していただき、ご協力を願いたいと思います。

その一つは保険料を完全に納めていたくださいということ。次に正確な届出と請求をして貰いたいということ。三番目にむだな受診と治療をやめていただきたいということ。健康保険制度は、私達国民の健康を守る大事な制度です。これを守り育ててゆくのは私達自身だということを考え、どうか御協力下さい。

泥棒にご用心

ですが、これは小作関係や農地に関係あるもめごとを解決するものです。これに似たようなもので、商業上のもめごと、例えば売却代金の争いなどの解決をする商事調停があります。また、鉱山関係、鉱害関係の鉱害調停というものもあります。以上申し上げました宅地建物調停、農事調停、商事調停、鉱害調停のどれにもあてはまらない、すべての民事上のもめごとを解決するものに一般調停があります。それにもう一つ家事調停というものがあります。これは身分関係上のもめごとや、家族、親族間の争いを解決するものです。

そこで、このように争いの種類によって、それぞれ裁判所へ調停の申立をするわけですが、どこの裁判所へ申し立てたらいいかというところは、争いの対象になっている物の所在地や、相手方の住んでいるところなどを基準にしてきめることになっています。さて、申立てをするには、当事者の住所氏名と、どのような争いについて、どのような調停をしてもらいたいということを書いた申立書を裁判所へ出さなければなりません。調停が申立てられると、裁判官と、民間から選ばれた二人の調停委員によって、調停委員会が開かれます。家事調停では、その二人の委員のうち一人は、特に女性の気持などを理解するために、婦人が選ばれるようになっていきます。調停委員会では裁判官と調停委員が、事件の内容をよく聞

十月もなかばを過ぎますと、野も山もみのりの秋という感じが強くなってまいります。そして、農村では待ちにまった収穫の秋到来ということで、一年中で一番忙しい時期がやってくるわけです。

一方、行楽のシーズンとあって、外出の機会もふえるときで、忙しさや、楽しいレジャーの計画にまぎれて、つい忘れがちになるのが戸締りです。

ドロボーの被害を防ぐこと、これは誰れでも知っていることなのですが、「つい手がまわらない」とか「忘れてしまった」ということで、ドロボーのオトシ穴にはまってしまっているようです。「あの時、ちよつと気をつけてればよかったのに」とくやんでも、それは後の祭りというものでしょう。戸締りにほどこのご家庭でもくれぐれもご注意下さい。

ところで昨年、一年間に県内で起ったドロボーの被害は実に二万件もありました。一口に二万件といいますが、これは県下で毎日五五件あまりの被害が起きているということなのです。盗まれるのは現金をはじめ、品物もいろいろとどりありますが、金額にして凡そ一億六千八百万円という大きな額に達しています。いかにえますと一台五百万円のテレビなら三千三百六十台、一〇〇万円の高級車だと

きます。従って調停では本人が出頭することが原則となっています。また当事者のいうことだけで、内容がよくわからないときには、第三者に来てもらうこともあります。調停委員会の説得の結果、当事者双方が譲り合い、心から納得するような解決案が見つければ、ここで調停が成立したことになるわけです。

するめかんびん

秋の夜長を、虫の音をききながら晩酌の盃を傾ける、などというの、なかなかいいものです。そこで、ひとつ、そのお酒を飲むのに欠かすことのできないかんびんで、風変わりな、そして郷土色豊かな「するめかんびん」をご紹介します。

「するめかんびん」は名のとおり、するめかんびんの形につくったもので、今を去る四〇〇年の昔、菊池一族の永野玄藩英勝がこれをつくったことに始まります。

玄藩は切仕丹の乱後、天草の島娘、千代をめぐり、天草に永住しました。

彼は、武勇の士であると同時に、世にきこえた酒豪でもあります。天草島の彼を慰めるものは、ひなには